

1. 日時：平成22年8月18日（水）10：01～11：54

2. 場所：第2特別会議室

午前10時01分 開会

○内田技術政策課課長補佐 皆様方おはようございます。

それでは、お時間となりましたので、ただいまから平成22年度第1回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を開会いたします。

開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局、藤本研究総務官からごあいさつ申し上げます。

○藤本研究総務官 おはようございます。今日はお暑い中、お集まりをいただき大変ありがとうございます。

今日は、独立行政法人評価委員会農業技術分科会ということでお集まりをいただきました。いつもご指導ご鞭撻を賜りまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

例年ではございますけれども、本日の分科会では、各独立行政法人の平成21年度の業務実績評価、これのご審議と財務諸表等のご承認など、独立行政法人の運営上の重要事項に関するご審議をお願いするというようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

昨年この場でいろいろとお伺ひしたことでありましたけれども、ここ1年で我々にもいろんな変化がございました。

まず、大変ご心配をいただいたことでございますけれども、昨年組織要求の際に、技術会議を廃止いたしまして、事務局組織を官房の技術環境政策部という形で組織要求をさせていただいたことがあったわけでございますけれども、その後のいわゆる政権交代もございまして、正式に、来年度どうするかということは今省として決定したということをお知らせするわけにはいかない微妙な時期なのでございますけれども、現在のところ、技術会議を残しながら、その機能といいますか、あり方については、また別途検討するという方向に進んでいるということは、さわり

だけではございますけれども、申し上げることができるのではないかというふうに思います。

それからもう一つ、昨年も話題になりました、3独法の統合でございます。昨年、農業生物資源研究所と農業環境技術研究所、種苗管理センターという三つの独法を統合するという話がございます、これについて検討を進めていたわけでございますけれども、これも政権交代がございます、政府の方針によって、この作業自体が凍結という形になっております。

その後、文部科学省なり総合科学技術会議で、研究開発独法の機能強化の観点から検討が行われておりまして、いわゆる研究独法のあり方についてどういうふうにするのかということを検討しております。我々もその場に呼ばれておりまして、いろんなところでご意見を申し上げたりはしているわけでございますけれども、その中で、研究独法としてこれからどういうふうにしていくのか、場合によっては、いわゆる業務執行型の独法とは少し立場の違うような法人のあり方があるのではないかとこのところまで検討が及んでいると聞いております。

例えば、国立大学法人という、いわゆる国立大学が、今の独立行政法人と若干立場の違う法人をつくっておりますけれども、そういった新たな独立行政法人のあり方についても、その場で検討がされているように聞いておりますので、今後、これから総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とも、いろんなところで我々お話をしなくてはいけなくなるわけでありまして、そこで単なる数字合わせとは違って、研究法人のあり方が検討の俎上に上ってくるのではないかと今考えているところでございまして、その中で、昨年、少しお話をいたしました3独法の統合問題、これをもう一度どういう形で世の中に問うていくのかということは、我々として検討しなくてはいけないのだろうなというふうに思っております。

今、この場でこれについて、どういう方向で検討しているということを申し上げる時期及び立場にはございません。そこはこれからの文部科学省なり内閣府なりの検討状況を見ながら少し考えさせていただきたいということでございます。

それからもう一つ、仕分けという作業がございます、農研機構の業務の中で、これは国からの税金によってまで行う必要のある研究業務なのかと問われた業務がございました。課題数にしてみれば三つでございますけれども、やはり農研機構がやっている研究課題の中で、一般の国民の皆様、税金を使ってこの研究をするのだということが十分に説明できていなかった面はあったのかもしれないと、我々真摯に反省しなければならないと思っております、これから研究をする上で政策と非常に密接に連携をしたゴールのイメージ、これはやはり農林水産省の所管する独立行政法人の研究でございますので、その辺の政策と非常に密接に連携をしたゴールイメージ、それからボトルネックとなっているのはどこかということをも

う一度しっかりと、それぞれの研究課題ごとに考えてみる必要があるのではないだろうかと考えております。それから我々、いわゆるプロジェクト研究という形で、いろんな独立行政法人を通じて研究課題を委託している事業がございますけれども、それぞれの研究課題を通じて、農林水産省が今抱えている政策課題をうまく伝えながら、独法が担っている研究を国民の皆さんにちゃんと説明できる体制をこれからもとっていきたくと改めて考えているところでございます。

本日は、先ほど申しましたように、独立行政法人の評価、財務諸表のご承認等をご検討いただくということでございます。皆様方の幅広い観点からのご審議をよろしく願いをいたしまして、冒頭に当たりましてのごあいさつといたします。

よろしく願いをいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、小林分科会長、よろしく願いいたします。

○小林分科会長 本日は皆様、ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局から、本日の委員の出席状況と配付資料についてご説明お願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 最初に、恐縮でございますが、現在、引き続き夏季軽装奨励期間ということで、私ども軽装をさせていただいているところでございます。どうぞご理解いただきますとともに、皆様方もどうぞお楽な格好をなさっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の出席状況でございます。大下専門委員、小崎専門委員、長戸専門委員からご欠席の連絡をいただいております。梶川委員につきましては、もうすぐお見えになるとのことでございます。今のところは委員5名、専門委員6名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

(この直後、梶川委員ご出席。最終的には、委員6名、専門委員6名が出席。)

次に、事務局側の紹介をさせていただきます。

まず中央、先ほどごあいさつ申し上げました藤本研究総務官でございます。

続きまして、その横、横田技術政策課長でございます。

続きまして、その横になります、鈴木国際研究課長でございます。

続きまして、藤本研究総務官の向こう側、尾関研究開発官でございます。

そして、その横、森田総務課調整室長でございます。

こちら側にまいりまして、宮武研究専門官でございます。

それから、本日、大臣官房文書課から大沼補佐が来ております。

最後に、私、内田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと存じますが、冒頭、配付資料一覧、続きましてその下、座席表、議事次第、それから出席者名簿、これは2枚ございまして、その後に資料1「平成21事業年度の業務実績に関する評価に用いるウエイトについて（案）」。その次が資料2「各独立行政法人の平成21年度の業務実績に関する評価結果（案）」でございます。続きまして、資料3-1「各独立行政法人における平成21事業年度の財務諸表の承認について」でございます。その次が資料3-2、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成22事業年度長期借入金償還計画について」でございます。その次が資料3-3「独立行政法人農業生物資源研究所の重要な財産の処分等に関する認可について」でございます。

それに続きまして参考資料1として、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成21年度業務実績に係る財務省独立行政法人評価委員会からの意見」でございます。その次が参考資料2として、「独立行政法人土木研究所の平成21年度業務実績に係る意見」でございます。

そのほかに、机上配付の資料が6点ほどございまして、机上配布の1が「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、2が「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」。そして、3が「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告のポイント」。そして、4が「独立行政法人の内部統制の実態把握について」。5が「小規模な研究拠点の組織見直しの状況」。最後6が「平成21年度各独立行政法人業務実績報告書及び財務諸表」ということでございます。

資料は以上でございます。過不足等ございましたらお知らせいただければと存じます。

○小林分科会長 本日の議題は、議事次第のとおりでございます。

1は「評価関連事項について」、2が「各独法の平成21年度業務実績評価について」、3が「主務大臣への意見等について」となっております。

それでは、議事1に入ります。

評価関連事項についてとして、業務実績に関する評価に用いるウエイトについて、事務局より説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、資料1をごらんください。

1枚めくっていただきまして、ウエイトでございます。評価に用いるウエイトにつきましては、農業技術分科会における独立行政法人の評価基準の考え方について

の中で、評価項目ごとの評価結果を集約して、大項目や独法の総合評価を取りまとめるに当たっては、項目間のウエイトづけを行うこととし、このウエイトづけにつきましては、各項目における予算額等を考慮して農業技術分科会が設定するという事になっております。

当分科会では、ウエイトは中期計画期間を通して統一的な考え方で設定をするということを確認しております。

1枚目をごらんいただきます。

大項目間及び中項目間のウエイトは固定してございます。

研究業務部分は2枚目のII-1でございますが、費用の実績、これは投入資金でございます。それから人員、これはエフォートでございます。これらを計算しまして、設定することと決めております。

それに従いましてつくりましたものが、この案でございます。

研究業務では、各プロジェクトの開始、終了に伴いまして、それなりに変動しております。これらは既に各作業部会でご了承いただいております。暫定的に評価作業に用いているところでございますが、当分科会で決定していただく必要がございます。よろしくお願いいたします。

○小林分科会長 本件については、既に各部会です承されており、分科会決定したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、ウエイトは案のとおり決定とさせていただきます。

次に、評価関連事項として、机上配付1から5の資料について、既に周知のこととは存じますが、事務局より改めて説明をお願いいたします。

○森田総務課調整室長 それでは、机上配付資料の1から4について、まずご説明をさせていただきます。

これは、総務省から各独立行政法人に対して行っております調査についてでございます。平成21年度の業務実績評価につきましては、お手元の配付資料の1と2にございますとおり、今年の5月に、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、平成21年度の業務実績評価に関する評価の視点と、それから、2が具体的な取組ということで、特に留意する事項が示されております。内容は、種々ございますが、特に保有資産、内部統制について、留意するようということでございます。

その次にございます机上配付の資料3でございしますが、これは今年の3月に、政策評価・独立行政法人評価委員会の研究会で出されました内部統制についての報告書というのがございまして、それを簡単に取りまとめたポイントの紙になっております。これらを受けまして、現在総務省で、2次評価に向けて、各独法に対しまして保有資産と内部統制について調査を行っております。

机上配付の資料の4ですが、これは総務省が各独法に示しております内部統制についての調査の様式となっております。こちらの様式に基づきまして、各独法で現在回答について作業中ということでございます。

昨年度も類似の調査が行われておりまして、その結果については、総務省は独法の全体を取りまとめて、各府省の評価委員会に結果をフィードバックしておりました。ただ、今年については調査時期がずれこんでおりまして、総務省として取りまとめてフィードバックをするという予定はないというふうに聞いております。この調査の内容については、本日お示しできるようなものができ上がっておりませんので、大変恐縮ではございますけれども、形になった時点でまた委員の皆様にお示しをさせていただければと思っております。

なお、この様式は、今のところ、公表を前提とされておりませんので、机上配付ということで取り扱わせていただきたいと思います。

続きまして、机上配付の5でございしますが、これは農研機構の小規模拠点の組織見直しについてでございます。こちらにつきましては、第1回の機構部会にてお配りしたものと全く同じものでございますけれども、本日評価、ご審議いただくということでございますので、参考として配付をさせていただいております。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

次に、議事2の「各独法の平成21年度業務実績評価について」に移ります。

各独法の平成21年度業務実績評価については、作業部会で審議を行い、評価結果（案）を作成いただきました。

本日は、各部会で取りまとめられた評価結果（案）について、ポイントを事務局から説明していただいた後、必要に応じ各部会の座長から補足をいただく形で内容確認を行いたいと思います。その後、全法人分を合わせて質疑を行い、分科会として評価結果を決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、農研機構の評価結果（案）の説明をお願いいたします。

○宮武研究専門官 それでは、資料の2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、4独法の平成21年度の業務実績及びその評価に関

しまして、国民からの意見募集を行いましたので、報告をさせていただきます。

農水省の技術会議事務局のホームページにおきまして、7月23日～30日までの間、実際にはさらに1週間延長して意見を募りましたが、今年度につきましては、ご意見はありませんでした。

次に、1ページめくっていただきまして、資料2-1、これが農研機構についての評価結果（案）でございます。

先ほどご承認いただきましたウエイトに従いまして計算しましたところ、機関としての総合評価はAとなっております。また、ほとんどの項目でA評価となっておりますが、A評価以外のものとしましては、1ページめくっていただきまして、右側の「2-2 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授」の部分と、さらにもう1ページめくっていただきまして、一番最後の「7-4 環境対策・安全管理の推進」の部分がB評価になってございます。このうち2-2に関しましては、昨年度に引き続き入学定員を下回ったことでB評価となっておりますが、独立行政法人の事業仕分けにおいても廃止との評価結果となっていることから、適切な対応を期待するという表現となっております。それから7-4につきましては、昨年不適切な管理下にある特定毒物等が発見され、規制薬品に係る教育と一斉点検を行いました。さらに平成21年度も規制薬品の管理簿の不備が明らかになったことがB評価の要因となっております。

一方、「7-2 人事に関する計画」の部分でございますが、この部分につきましては、多様な人材確保のため、独自の採用試験を採用したことと、それから女性研究者支援について、この1年間に大きな改善が見られたことからS評価となっております。

また、「第3 予算」に関しましては、作業部会で他の3独法を含めまして、随意契約、一者応札、特定委託契約における再委託等に関するご議論をいただきました。特に、国等の委託研究や競争的資金を中核機関として獲得した場合の再委託契約については契約金額が大きいことから、契約のあり方について委託元とも十分協議して改善していくことが、各部会で各独法へ口頭で指摘されてございます。

また、保有資産の見直しに関しまして、野茶研の武豊拠点のつくば移転計画等の、小規模拠点の組織再編についてのご議論、ご検討・評価もいただきました。

次に、「第2-1 試験及び研究並び調査」につきましては、資料2-1（別紙）のところでお示ししてございますので、ごらんください。この中では、1ページめくっていただきまして、「イー（ア）-E 環境変動に対応した農業生産技術の開発」、ここは温暖化適応技術の開発が遅れていることからB評価となっております。

また、もう1ページめくっていただきまして、右側の二つ目のところ、「エー

(ア)－A バイオマスの地域循環システムの構築」につきましては、現地実証への移行が遅れていることからB評価となっております。

それから、同ページの左側、「ウー(イ)－B 人獣共通感染症新興・再興感染症及び家畜重要感染症等の防除技術の開発」につきましては、鳥インフルエンザであるとか、あるいは多価生ワクチンの研究が評価されてS評価となっております。

それ以外の項目は、いずれもA評価となっておりますけれども、独立行政法人の事業仕分けでも廃止との評価結果となりました、「エー(ア)－C 農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」、「エー(イ) 豊かな環境の形成と多面的機能向上のための研究開発」の一部課題につきましては、作業部会でも課題設定が適切であったかどうかを含めて議論がございまして、今後「適切な対応を期待する」という表現になってございます。

なお、財務省との共管項目につきましては、参考資料の1としてお配りしておりますが、財務省の評価委員会からは、農水省の評価委員会に8月13日付で「順調であると認められる」という意見が提出されてございます。

農研機構についての説明は以上でございます。

○小林分科会長 どうもありがとうございました。

この独法は評価内容が非常に多岐にわたっておりますので、委員各々に分担をいただきながら詳細なところまで検討していただき、このような評価結果になりました。

特に委員からご意見があれば、これはまた後で何うことにいたします。

それでは、次に、農業生物資源研究所の評価票(案)の説明をお願いいたします。

○宮武研究専門官 それでは、先ほどの資料の続きでございます。資料2-2の評価結果(案)をごらんください。これも先ほどご承認いただきましたウエイトに従って計算しましたところ、機関としての総合評価はAとなりました。また、ほとんどの項目でA評価となっております。

A評価以外になりましたのは、2ページめくっていただきまして、一番最後の部分「7-4 環境対策・安全管理の推進」でB評価となっております。これにつきましては、軽度の労働災害が続いていること、また新たに酢酸ウラニルの不適切な管理が判明したことがB評価の要因となっております。

それから、「第2-1 試験及び研究並びに調査」につきましては、この別紙の方をごらんいただければと思います。一番最初でございます、「A アグリバイオリソースの高度化と活用研究」につきましては、データベース、バイオリソースともその高度化が計画以上に進捗しておりまして、国内外で広く活用されていること

が評価され、S評価となっております。その他の項目についてもA評価となっており、作業部会では、業務は順調に進捗しているとの評価がされております。

以上でございます。

○小林分科会長 西澤委員、何か補足説明はございますでしょうか。

○西澤委員 ただいまのご説明のとおりですが、少し補足いたします。研究のところで、アグリバイオリソースの高度化と活用研究に関しては、自己評価ではAになっていたのですが、委員の間で国内外で広く活用されて、その影響力が大きいということで、S評価にしてはいかがかということになりました。

○小林分科会長 それでは、次に、農業環境技術研究所の評価票（案）の説明をお願いいたします。

○宮武研究専門官 それでは先ほどの資料の続き、資料2-3の評価結果（案）をごらんいただきたいと思います。

これも先ほどご承認いただきましたウエイトに従いまして計算したところ、機関としての総合評価はAとなりました。また、ほとんどの項目でA評価となっております。業務運営に関しましては、昨年度までB評価であった「7-4 環境対策・安全管理の推進」についても改善が見られたことから、すべての項目がA評価となっております。

それから、「第2-1 試験及び研究並びに調査」につきましては、2ページほどめくっていただきまして、評価結果後半の別紙をごらんいただきたいと思います。これも一番最初の「A-1) 農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発」につきましては、作業部会で活発な議論が行われましたが、現場ニーズにこたえる技術開発が進んだという観点からS評価となりました。その他の項目についてはA評価となっております。

また、全国の農耕地土壌に関する情報をウェブ上で閲覧できるシステムとして22年の4月に公開するなど、研究成果の公開も順調に進捗しております。

以上でございます。

○小林分科会長 西澤委員、何か補足説明があれば。

○西澤委員 ご説明のとおりですが、少し補足いたします。先ほどのS評価のところ、農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発という部分で

は、ファイトレメディエーションに関して、委員の間でもかなり意見が分かれまして、先ほどありましたように、かなり議論が紛糾したところもありますけれども、S評価ということでまとまりましたので、よろしくをお願いします。

○小林分科会長 それでは、次に、国際農林水産業研究センターの評価票（案）の説明をお願いいたします。

○宮武研究専門官 資料2-4の評価結果（案）をごらんいただきたいと思います。今年度は、すべての項目がA評価となっており、機関としての総合評価もAとなりました。

アフリカ研究拠点を設けた点が評価されるとともに、昨年度B評価でございました「2-2 研究成果の公表、普及の促進」についても現地語のマニュアルづくりに取り組むなど、順調に進捗していると評価されてございます。

それから「第2-1 試験及び研究並びに調査」につきましても、評価結果後半の別紙をごらんいただきたいと思います。これにつきましても昨年度B評価であった、「B 国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報収集・分析並びに提供」につきましても、改善が見られたことからA評価となつてございます。

それ以外の項目につきましても、東南アジアにおけるバイオマス利用技術の開発やパラグアイにおける植林CDM事業などで成果が得られており、いずれもA評価となつてございます。

以上でございます。

○小林分科会長 補足説明ございますか。

○西澤委員 特にございません。

○小林分科会長 それでは、次に土木研究所関係の国土交通省独法評価委員会への意見について、事務局から報告をお願いいたします。

○宮武研究調査官 資料は一番最後になります。参考資料2をごらんいただきたいと思います。

独立行政法人土木研究所の業務のうち、農林水産省との共管部分の平成21年度業績については、作業部会でご審議いただいた後、メールにて当分科会の意見を集約させていただきました。

そして、平成21年度の意見として、「着実な実施状況にあると認められる」という意見を、7月30日付で、国土交通省の独法評価委員会に提出していることを報告させていただきます。

なお、一番最後のページに参考意見として、個別研究課題に対する意見についても付してございます。

以上でございます。

○小林分科会長 それでは、質疑に入ります。

全法人分を通してご意見等ございましたらお願いいたします。

○綾部専門委員 事前に確認すべきことだったのかもしれないのですが、農業者大学校については、事業仕分けで廃止との評価結果ということで、適切な対応ということになっておりますが、これは学生の募集とか、そういうようなことを普通はやる時期だと思うのですが、具体的に今年度以降はどうするのか。教えていただきたいと思います。

○藤本研究総務官 仕分けの結果は廃止ということではあったのでございますけれども、当然ながら在校生がいらっしゃるに、在校生に配慮という注意書きがついた形での仕分け結果だというふうに承知をしております。

実際には、いろんな関係者からご意見を聞かせていただいております、どういう形でこれから教育業務なり、こういういわゆる教育系の業務についてどうしていくのかということについて、今検討をさせていただいているところでございます。明確に、今の段階でこうできる、こうするのだということをお話しできる状況にはないというふうに聞いておまして、今、関係者から意見を聞いて検討しているという状況だということだけご報告をさせていただきます。

○綾部専門委員 通常ですと、昨年まではすごく熱心に学生募集で動いていた時期です。そのことをしない状況で、また今年度募集を続けるということであれば、また大幅に定員を下回るということも十分に考えられるかなと思うのですね。ですから、その辺どんな具合なのか、いつごろまでに、どういうふうにするというのは全然わからないのでしょうか。

○藤本研究総務官 従前と同じ形では、なかなかご理解をいただくことは難しいのではないかと考えているということではあるのではないのでしょうか。今、実際に経営局で、いわゆる農業者大学校のあり方について検討をしておりますけれども、廃

止と言われた業務でもございますので、それについて、どういう形があり得るのかということについて検討しているというふうに承知をしております。

実際には、今年に従前の形での募集業務は行っていないというふうに承知をしております。中身について、どんな検討をしているのかということについては、詳細は承知をしておりますので、そこはご容赦をいただきたいというふうに思います。

○金井専門委員 各独法の評価結果そのものは納得しておるのですが、ちょっと関連して教えていただきたいと思います。農業環境技術研究所の別紙、最初の農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発、これがSになっています。これはこれで納得しているのですが、お聞きしたいのは、カドミウム、ディルドリンとか、食品の安全性という意味では非常に重要な問題だと思うのですが、同じような研究が農研機構の中にも中課題でございまして、そちらも研究が進展していて、たしかAだったと思うのですが、細かく見ると、研究の対象を少しずらしてということで重複をなくしているような配慮は見受けられるのですが、相互に研究の成果を共有することが当然求められると思うのですが、二つの独法の間でこの課題に関して、どのような情報の共有とか連携とか、そういう配慮がされているのか、お聞きしたいと思います。

○小林分科会長 機構のどの辺でしょうか。

○金井専門委員 2-1-U 食の安全・消費者の信頼確保のところですが、その中の（イ）-Cになりますか。この実績報告表ですと205ページあたりだったと思うのですが。

いずれにしてもカドミウムの低吸収システムの育成だとか、吸収機構の解明だとか、お互いが相互に関連しあっているのだと思いますけれども、ちょっと確認の意味で、お聞きしたわけでございます。

○宮武研究専門官 農研機構でも、確かにおっしゃられるとおり、カドミウムの汚染リスクの低減に関しまして研究が行われておりますけれども、農業環境技術研究所と比べますと、これは生産により近い農業生産技術とのかかわりで研究を進めているということで、農業環境技術研究所との仕分けが行われているところでございます。

分科会後注：農研機構は作物がカドミウムを吸収するのを減らす方法を、農業環境技術研究所は圃場(水田)からカドミウムを取り除く方法を開発中。また、農研機構はイネだけでなく大豆や野菜のカドミウム吸収についても幅広く研究を行っている。

そうは申しましても関連する研究でございますから、今後しっかり連携して研究の取りまとめをやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

今回につきましては、それぞれの分野で研究成果が出ているということで、農研機構についてもA評価をいただいております。

以上です。

○小林分科会長 委員で同じ人が両方見ていないですよ。

○金井専門委員 見ていないです。

○小林分科会長 私もこの農業環境技術研究所を見て、クレームをつけたのですが、農研機構のほうは、私は見ていないのですよ。

○金井専門委員 現状の評価の仕方ではそれはそれで結構なのですが、最初藤本研究総務官のごあいさつにもありましたように、いずれこれは全部国民にどこかで公開されるわけですから、技術会議としては、そこはこういうふうにコントロールしてはつきりしておく必要があると思ひましてお聞きした次第です。

○小林分科会長 これは評価全体の仕組みとして、誰か1人か2人が全体を見渡して重複しているところがないかどうか、評価が整合しているかどうかを最初にみるべきだろうと思います。私はたまたま土木研究所も見ていますが、土木研究所と農研機構のバイオガスプラントなどについても、同じようなことをやっています。それぞれ評価する人はその部分しかやっていないので、なかなか省庁をまたがって同じことがあるかどうかとかいうことをチェックしている人はほとんどいません。だから、少なくとも農水省の独法間では誰かがチェックするような仕組みを持っていたほうがいい気がします。ご意見ありがとうございました。

ほかにございましょうか。

○西澤委員 ただいまのことに関連して、カドミウムの問題はおっしゃるような非常に重要な問題ですので、幾つかの法人が手がけているのは当然かと思ひます。これは前から話に出ていると思ひますけれども、それぞれの研究法人の相互の研究交流等が必要なのではないかと思ひます。

○田中専門委員 カドミウムのことなのでちょっと。この評価は、ファイトレメディエーションに関しては、Sで異論があるわけではございませんが、客土と、いま

一つ洗浄をやっていたと思うのですが、ここでは洗浄のことに触れていなくて、ファイトレメは客土等に比べて安価ということなのだけれども、客土よりも洗浄のほうがいいという話を前に聞いて。もしそこら辺がはっきりするのだったら、いろいろな意味で、客土や洗浄に比べてどうなのか。客土は農業環境技術研究所が随分昔やっていたのですよね。それだと長期的には上に出てくるとか、いろいろあるでしょうし、それより植物・作物を利用したほうがいいのだということで、植物や新しい品種でよく吸収するものを探すとか、そういう努力がされているのではないかと思います。ほかの手法との比較、経済性にも踏み込んでいただけたらなと。

○小林分科会長 これは今、農業環境技術研究所の人がいないから答えようがないかもしれませんが、あのときも、ただ経費だけの問題だけでもないだろうと随分議論したのです。そのときは、あくまでも客土との関連で、経費が客土よりは安上がりだということを書いていました。洗浄については、ほとんど出なかったですね。

○西澤委員 この評価の部会におりましたので補足いたします。カドミウムに関しては、いろいろな技術があり得るということです。このファイトレメディエーションもワンオブゼムの手法ということで、客土あるいは洗浄、それからファイトレメディエーションなど、あるいは栽培のときの湛水管理技術など、さまざまな手法があり得るということです。その中の一つのファイトレメディエーションに関して、最終的にこういう結果が出ているということで委員の間では議論がおさまりました。

○宮武研究専門官 スペースの関係で少し記述が簡単になっておりますけれども、客土の場合がたしか10アール、300－600万円程度であるのに対して、洗浄を行った場合が10アール当たり300万円程度にコストが下がります。このファイトレメディエーションの場合は10アール当たり30万円とか、さらにそれよりもコストが下がるということで、ここでは安価に適應できるということで評価をいただいたというふうに了解してございます。

○藤本研究総務官 洗浄も成果が出てきていて、ちょうど先日発表させていただいたところですが、塩化第二鉄で洗うとか、田んぼを塩化第二鉄で洗った後、カドミウムだけ落とすというような成果を出しておりました。ただ費用の比較を考えますと、洗浄の場合、客土の最低限の金額と比べると、土壌中のカドミウムの濃度によりますけれども、塩化第二鉄の洗浄の場合、一番濃い場合には客土とさほど変わら

ないところから、それ以下の金額でできるというような結論になっていて、ファイトレメディエーションほどの金額、これはすごく安いですが、そこまでは落ちていなかったかと思えます。今、塩化第二鉄の洗浄なり、ファイトレメディエーション、どちらもこういった形で成果が出ている状況でございますので、今後、実態としてこれを工事に使うみたいなどころには、まだちょっとハードルがあると思えますので、その辺の実証なり、そういったところは進めていかないといかんなどと思っておりますので、あわせて今後とも、これが実用化できるように我々としては両研究所とご相談させていただこうと思っております。

○小林分科会長 よろしいですか。ほかにご意見ございましょうか。

(なし)

○小林分科会長 なければ、それでは農業技術分科会が所掌する4法人の平成21年度の業務実績に関する評価結果(案)については、この方向で分科会の評価を結果としてよろしいでしょうか。また、細部の文言修正等については、私にご一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

評価結果の今後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 各事業年度の評価については、議決権限が分科会に委任されてございまして、本分科会において評価結果が決定されます。

決定した評価結果は、独立行政法人通則法の規定により、農林水産省独立行政法人評価委員会から当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会あてに通知するとともに、遅滞なく公表する予定でございます。

○小林分科会長 それでは、議事3の「主務大臣への意見等について」に移ります。

通則法等の規定により、農林水産大臣から意見を求められている事項について、事務局から説明の後、審議を行い、分科会の意見を決定したいと思います。

それでは、まず「(1)各独立行政法人の平成21事業年度の財務諸表について」、事務局より作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、独立行政法人通則法第38条第3項によりまして、主務大臣が独立行政法人の財務諸表を承認する際には、評価委員会に意見を聞くこととされておりまして、今般、農林水産大臣より各独法の平成21年度の財務諸表に関する意見が求められております。なお、評価委員会では、この意見決定の権限は分科会に委任されてございます。

○小林分科会長 それでは、続いて、財務諸表の内容の説明をお願いいたします。
4 法人まとめてお願いいたします。

○森田総務課調整室長 それでは、ご説明をいたします。

資料3-1というのがございます。1枚めくっていただきますと、農林水産大臣から、農林水産省独立行政法人評価委員会に財務諸表について意見を求める旨の公文書の写しがついてございます。1枚目は、農研機構の分でございますが、それ以外の法人も含め4法人分公文書がついてございます。

それでは、所管しております独立行政法人の平成21年度財務諸表についてご説明をしたいと思います。分厚い資料があると思いますので、そちらをごらんいただければと思いますが、まず最初に、すべての法人の財務諸表につきまして、各法人の監事及び法定監査が必要な法人につきましては、会計監査人から適正である旨の意見をいただいておりますということをご報告いたします。

それでは、個別の法人ごとにご説明をしたいと思います。

まず最初に、分厚い独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の財務諸表の方をごらんいただければと思います。

まず最初でございますけれども、資料の12ページをお開きいただければと思います。

こちらの方は、減損の認識あるいは減損の兆候について記載しておりますけれども、農業技術研究業務勘定におきまして、畜産草地研究所の雑屋建て、これは飼養技術実験の鶏舎でありますけれども、それ以外につきましても、施設の集約化に伴い廃止を決定し使用しないこととしております。その関係で減損を認識しております。資料の注記事項の上のほうになります、(4)の中に(1)で減損を認識した固定資産というのがございますけれども、そこの部分でございます。

回収可能サービス価格につきましては、正味売却価格から処分予定額を差し引いた結果、0円ということで算出をされております。

このほか、北海道札幌市にあります北海道農業研究センターの倉庫につきまして、2カ年計画により倉庫の集約化を実施いたしまして、平成22年度には除却を決定することとしておりますから、引き続き、減損の兆候ありということで、資料の下

のほうでありますけれども、（２）のところ、減損の兆候ありとしております。

それから、畜産草地研究所の御代田研究拠点の住宅につきましても、２１年度計画において廃止を決定し、使用しなくなる日以後に処分することとして、減損の兆候ありとしております。

なお、農業技術研究業務勘定におきまして、平成２０年度に減損を認識しておりました、島根県大田市にあります近畿中国四国農業研究センターの大田研究拠点の住宅及び１９年度に減損を認識しておりました、農業者大学の多摩地区、雫石地区につきましても、平成２１年度に除却及び売却が完了をしております。

続いて１３ページをごらんいただきたいと思っております。

平成２２年３月３０日に、独立行政法人会計基準が改定をされております。改定後の基準につきましては、平成２２事業年度から適用されることになっておりますけれども、金融商品及び賃貸等不動産の地価等の開示に関する注記につきましては、平成２１事業年度から適用されることになっておりますことから、注記事項の方に、真ん中辺でありますけれども、５のところに、金融商品に関する注記といたしまして、現金及び預金、未収金、有価証券等の金融商品の状況に関する事項、これが（１）でございます。それから、金融商品の時価等に関する事項、これが（２）でございますが、それを記載しております。

なお、この金融商品に関する注記につきましては、独立行政法人共通の事項といたしまして、ほかの３法人につきましても同様に記載をされているところでございます。

続きまして、資料の１９ページをお開きいただきたいと思っております。

小さい字で恐縮でございますけれども、資産として保有している有価証券の状況について記載をしております。資料の一番下になりますけれども、関連会社株式でありますけれども、これは農研機構が出資しております会社の状況でございます。そこに全部で７社掲載しておりますけれども、詳細につきましては、表に記載されているとおりでございます。

それから、３７ページ以降に、農研機構のそれぞれの勘定、農研勘定から始まりまして、特例勘定までございますけれども、それぞれの勘定ごとに財務諸表を作成しておりますが、本日は、１３１ページ以降に連結の財務諸表がございますので、それに基づいて前年度の決算額と比較しながらご説明をしていきたいと思っております。

それでは、飛びますけれども、１３３ページをお開きいただきたいと思っております。

連結の貸借対照表が１３３ページにございます。一番右下の２１年度末現在の資産総額というのがございまして、３，００９億２，０００万円となっております。老朽化した資産の除却でありますとか、減価償却累計額、減損損失額等の減額

が新規に取得した額を上回ったということがございまして、固定資産が減となっております。

それから、機械化勘定の特定関連会社におきまして補助金事業を実施しております。その前受金として保有していましたが現金預金、これを事業費として執行したことによりまして、対前年度で言いますと、38億2,000万円の減となっております。

1枚めくっていただきまして、134ページをごらんいただきたいと思います。

負債につきましては、人件費残などの運営費交付金債務及び未払金などが増となっておりますが、資産のところでもご説明をいたしました関連会社における前受金や借入金、それから減価償却費の計上に伴う資産見返負債の減等によりまして、対前年度では34億7,000万円減の約234億3,000万円となっております。

続いて、純資産の部についてでございますけれども、財政投融资特別会計から民間勘定へ5億6,000万円の追加出資がございましたが、固定資産の除却でありますとか、あと損益外の減価償却累計額の増などがございまして、対前年度で約3億5,000万円減ってございまして、右下から2番目にあります2,774億8,900万円という金額になっております。

続きまして、隣のページ、135ページをごらんいただきたいと思います。連結の損益計算書でございますけれども、まず経常費用につきましては、農研勘定では、人件費の抑制でありますとか、あと施設の集約化に伴います維持管理費の節減などによりまして、対前年度で12億円ほど減ってございまして、438億3,000万円となっております。一方、機械化勘定におきまして、特定関連会社の売上原価が対前年度で49億3,000万円増えまして、50億5,000万円となっておりますので、経常費用合計では対前年度で35億2,000万円ほど増えてございまして、そこにございます630億3,000万円という数字になってございます。

その下、経常収益でございますけれども、こちらにつきましては、農研勘定の経常費用の減に伴いまして、運営費交付金収益が対前年度で14億1,000万円ほど減ってございます。それから、機械化勘定における特定関連会社の売上高が対前年度で49億6,000万円ほど増えてございまして、51億4,000万円となったことから、経常収益の合計につきましては、対前年度42億円ほど増えてございまして、632億5,000万円となっております。

それから、固定資産の除却損等の臨時損失、これは対前年度2億円ほど減ってございまして、3億4,000万円。それから逆に、固定資産の売却益等の臨時利益でございまして、これは対前年度3億4,000万円ほど増えてございまして、7億3,000万円を計上しております。その結果、一番右下でございまして、7

億1,000万円の当期総利益となっております。

なお、個別の勘定の財務情報につきましては、時間の都合上、省略をいたします。業務実績報告書の各勘定の財務諸表をごらんいただければと思っております。

続きまして、農業生物資源研究所の財務諸表に移らせていただきます。

まず1ページをお開きいただければと思います。

貸借対照表がございます。資産でございますけれども、21年度末現在の資産合計につきましては、一番右下でございます370億5,000万円となっております。研究用の機器でありますとか、あるいは松本地区の代替施設の新規取得によりまして、固定資産あるいは土地の売却による現金預金の増がありましたけれども、一方で、減価償却累計額が増えております。それから減損の認識もございまして、対前年度で言いますと、12億6,000万円ほどの減となっております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、2ページでございますが、まず負債の部でございますけれども、これにつきましては、短期及び長期のリース債務、これが対前年度で2億6,000万円ほどの減となっておりますけれども、人件費の残などの運営費交付金債務、こちらが1億6,000万円、それから前受金、これが3億円の増となっております、トータルいたしますと、対前年度で2,000万円ほど増えておりまして、負債の部50億円ということになっております。

続いて、純資産でございますけれども、こちらにつきましては、損益外減価償却累計額、それから損益外の固定資産除売却額が増えておりまして、対前年度12億9,000万円減の320億5,000万円となっております。

それから、まためくっていただきまして3ページでございますけれども、損益計算書でございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。

経常費用につきましては、保守修繕費が増額となっておりますけれども、人件費でありますとか、外部委託費、それからリース契約に伴う支払利息が減となったことから、費用合計では対前年度4,000万円減の、一番右下でございますけれども、119億5,000万円となっております。

1枚めくっていただきまして、4ページの経常収益でございますけれども、こちらにつきましては、施設整備費補助金補正予算の事業中止に伴います設計費を計上したことによりまして、施設費収益が1億4,000万円の増となっておりますけれども、運営費交付金収益が1億7,000万円の減、それから受託収入につきましても、対前年度で1億4,000万円の減となった関係で、経常収益の合計につきましては、対前年度1億7,000万円減の約119億円となっております。

資産の除却等に伴う臨時損失、臨時利益を計上しました結果、一番下でございますけれども、当期については600万円ほどの総損失というふうになってございます。

少し飛びまして10ページをお開きいただきたいと思います。

注意事項でございますけれども、真ん中辺のところになります。常陸大宮地区の実験圃場の敷地につきまして、市場価格が下落したことにより、帳簿価格に対しまして地価が著しく下落したために減損を認識しております。それから、筑波地区のR I 監視装置につきまして、R I 実験施設を通常の実験施設へ用途変更をしております。その関係で、R I 実験棟の固有の附帯施設につきまして減損を認識しているということでございます。

それから、1ページめくっていただきまして、11ページでありますけれども、このほか、岡谷地区でございますけれども、こちらにつきましては、22年度末に筑波に移転することが決定しておりますので、同地区に現存しておりますすべての資産について、引き続き減損の兆候がありというふうに注記をされております。

なお、平成20年度に減損を認識しておりました松本地区のすべての資産、それから筑波地区でございます円形温室、それから常陸大宮地区のガンマーグリーンハウスにつきましては、21年度に除却及び売却が完了してございます。

続きまして、次の農業環境技術研究所に移らせていただきます。農業環境技術研究所の財務諸表をごらんいただきたいと思います。まず1ページをお開きいただければと思います。

こちら農業環境技術研究所の貸借対照表でございますけれども、運営費交付金の執行残、未払金等による現金預金が増えております。さらに、施設整備及び研究用機器の新規取得によりまして固定資産の増がある一方、こちら減価償却累計額が増えております。それから、減損の認識もございまして、減損損失額が増えているということがございまして、資産総額につきましては、中段になりますが、対前年度で言いますと6億2,000万円ほど減となっております、約337億円となっております。

負債についてでございますが、未払金及び未払消費税等が減となっておりますけれども、人件費残などの運営費交付金債務が増加したことから、対前年度で言いますと9,000万円ほど増えまして、16億4,000万円となっております。

その下の純資産の部でございますけれども、これは損益外減価償却累計額、損益外の減損損失累計額の増などによりまして、対前年度で言いますと7億円ほど減っております、320億6,000万円となっております。

次に、2ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。

上段の経常費用につきましては、退職金を含めた人件費の総額が対前年度で2億円の減となったほか、受託収入が減ったことによりまして、研究材料費、消耗品費が減っております。これらによりまして、合計では、対前年度で2億7,000万円ほど減りまして、合計46億1,000万円となっております。経常収益につき

ましては、対前年度2億5,000万円減の46億1,000万円となっております。これは補助金収入が1億7,000万円ほどあったわけですが、前年度に比べますと、運営費交付金収益が2億6,000万円の減、それから受託収入が1億7,000万円の減となったことによるものでございます。

これらの結果、当期の総利益につきましては、一番下でございますけれども、対前年度900万円ほど減りまして1,000万円となっております。

次に、ちょっと飛びまして7ページをお開きいただきたいと思います。

注記事項でございますけれども、こちらに記載されておりますとおり、屋外の便所4棟を閉鎖し廃止することとしたほか、無影日長自動制御温室につきまして、経年による老朽化が激しく、今後使用しないということを決めましたことから、減損を認識しているということでございます。

なお、20年度に減損を認識しておりましたライシメータほかにつきましては、21年度に除却が完了をしております。

最後になりますけれども、国際農林水産業研究センターの財務諸表の説明をさせていただきます。

まず最初に、1ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございますが、まず資産についてでございますが、運営費交付金の執行残及び未払い金等によりまして現金預金が増えております。それから、研究用機器の新規取得による固定資産の増などがございまして、対前年度1億4,000万円ほど増えて、右下にございます約92億円となっております。

続いて、1枚おめくりいただきまして2ページ、負債の部でございますけれども、こちらにつきましては、前年度に比べまして、運営交付金債務が1億3,000万円増、未払金が7,000万円の増となったことなどによりまして、対前年度で言いますと2億2,000万円ほど増えておりまして、13億4,000万円となっております。純資産の部でございますけれども、損益外減価償却累計額の増などによりまして、対前年度で8,000万円ほど減って78億6,000万円となっております。

1枚めくっていただきまして3ページ、損益計算書をごらんいただきたいと思います。

経常費用につきましては、退職金費用が9,000万円の増となっておりますけれども、受託収入の減によりまして、研究材料費でありますとか消耗品費が減っております。合計では、対前年度4,000万円減の43億9,000万円となっております。

4ページ、経常収益でございますけれども、こちらにつきましては、補助金等の収益が3,000万円増えておりますが、受託収入が対前年度で8,000万円ほ

ど減ったということもございまして、経常収益合計では対前年度5,000万円の減で、44億3,000万円となっております。

当期の総利益につきましては、一番下にございますけれども、対前年度400万円ほど増えまして4,400万円となっております。

このほか、各法人とも当該年度内の現金の出し入れを営業活動、投資活動、財務活動ごとに区分して明らかにしましたキャッシュフロー計算書でありますとか、それから、研究業務費、一般管理費などの損益計算上の業務費用に、それには計上されません損益外の費用を合わせまして、法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストを明らかにしました、行政サービス実施コスト計算書が添付をされておりますけれども、時間の関係で説明は省略をさせていただきます。

それから、当期損失のありました農業生物資源研究所を除きます3法人、当期利益がありますけれども、この利益の処分に関しましては、すべて積立金に計上することとしております。

以上で簡単ではございますけれども、所管いたします四つの独立行政法人の財務諸表の説明とさせていただきます。

○小林分科会長 どうもありがとうございました。

質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○梶川委員 財務諸表ですが、だんだん難しくなって、何が言われているのかがわかりにくくなっているような気がします。中でも若干気になるのは、今回減損の部分をご説明いただいているのですが、多分これは全部計算して、損益外の減損として整理されていると思うのですけれども、今ご説明のお立場から、損益の中に入る減損については、どのようにご認識でしょうか。

ちょっと聞き方が意地悪なのでございますが、これは何らかの理由があって損益外の減損にされているわけですね。ただ、そのご説明の注記が、何となく経年的に前年を受けとめられているのか、なぜ損益外なのかということが、ちょっと一般の皆さんがこれを読まれたときに、わかりにくくなっていつているのではないかなと。そもそも損益外と損益内というのは、主務省の独法の責に帰さない減損を損益外と言っているのですね。ですから、独法の責に帰していないというところの注のつき方が、若干わかりにくくなっているのではないかなという気がします。例えば、農業環境技術研究所の研究に係る、自動制御温室、財務諸表の7ページの⑤の実験施設なのですけれども、この減損の理由が、実験機器整備の故障のため、正常な稼働ができない状態であるということなのですが、これが独法の責に帰さないものかというのは、これを読んだだけではとわかりづらいのではないかなという気がする

のです。主務省が中期目標等で、これはもうやめようとか、要は、独法的意思決定でないところから来た話が、どちらかというとな損益外という大きなくくりの中で整理されているわけですね。

ですから、そういう意味で言えば、この記述は、読み手によっては、独法がちょっと気をつけていれば、こういう減損は起こらなかったのではないかとも読めるものですから、全体として、どういう形で整理されているかをお聞きしたいと思います。

○森田総務課調整室長 先ほど農業環境技術研究所のご指摘がございましたけれども、表現についてはまた今後検討をいたしたいと思うのですけれども、損益外となっておりますのは、独法になったときに、最初に政府から出資された建物等が経年により使用できなくなったものについて処分といいますか処理をした場合に、損益外という整理をしております。結果的に減価償却費と同じように取得した財源によって損益外となっております。

○梶川委員 技術論でということではなく、要は、最初に政府からもらったものは全部損益外なんだというくくりになってしまっているということですね。それは、減損の起こった理由がどちらに帰責するかという要素は、全く関係ないというふうにお考えだということですか。

○森田総務課調整室長 これまでの減損の理由は、出資された資産の経年劣化によるものと考えております。

○梶川委員 でも、受けとったときには正規に普通に動いているものが、途中で独法が壊しても全く独法の責に帰さないということは違和感はないですか。それは別に難しい会計ではなくて、この手の話は、皆さんがご専門ではなくても、ごく普通にお考えになって、政府が出してくれたものを独法が壊して損失が出たと。それが何か独法の財務諸表のパフォーマンスの表現をする損益計算書に出てこなくても、そんなにおかしくないかなというのは、会計の細かい話ではなくて、一般論として、ちょっとご検討いただければと思うのですけれども。

○森田総務課調整室長 この理由の書き方については検討しますが、今のところはそういうルールというか考え方に基づいてということにはなっております。

○梶川委員 そのルール自身も、もしそういうふうオートマテカリーに思っ

おられるのだとすれば、もう一度それはよくご相談をいただいたほうがいいかもしれません。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。

○矢澤専門委員 これは意見というよりも教えていただきたいのですが、損益計算書の中の、いずれの法人もですが、外部委託費がどこも断トツに高いのですね。例えば、農研機構の場合ですと、これはおおよそ54億というかなりの金が動いているわけですが、この中身は私は余り承知していませんが、どういうふうにしてこれが損益計算の中に入ってくるのか、ちょっと理解できないのですが。

○森田総務課調整室長 ここで、それぞれの独法の中に外部委託費が計上されて、かなりの金額になっているわけなのですが、例えば、農林水産省のプロジェクト研究というのがいろんなテーマで行われているのですけれども、その契約の仕方が現在は国と中核機関、独法が中核機関になる場合が多いのですが、まず国と中核機関が委託契約を結びまして、中核機関である独法が、例えば、都道府県でありますとか民間企業でありますとか大学等への再委託契約、そこで外部委託費ということで支出をするという形になっております。そういう契約の形態上、それぞれの独法が県とか大学とかに再委託をする際に、この外部委託費というのが出てくるという形になっております。

○矢澤委員 ありがとうございます。中身をもう少し把握すると明快になると思いますが、そういう流れの中ですと、損益計算書に入ってもいいのかなと、今の説明では思いました。

ただ、こういうすごい金がトータルで動いていますので、この中身について、その成果も含めて検討される必要はあろうと、私個人は、思います。

以上です。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。

○森田総務課調整室長 あと、すみません。ちょっと補足をさせていただくのですが、農研機構については、基礎的研究業務というのを生研センターというところでやっておりまして、基礎的研究業務勘定というのがございしますが、それで、国からの予算をファンディングエージェンシーとして基礎的研究分野に委託を出しますので、その関係もありまして、特に農研機構は多くなるということでございます。

○藤本研究総務官 今の話ですけれども、申し上げましたとおり、独法というのは管理機構もかなりしっかりしておりますので、私どもから、国ではこういう研究をしたいと委託するときに、中核機関という形で最初に全部を一括して受けます。それから全体で具体的取組内容を組んできて、そこからお金を配るということをやっているのです、こういうふうに、今の基礎的業務のところ以外にも、いわゆる農研業務のところにもそういう委託費が出てまいります。これは、この話と直接関係があるわけではありませんが、これがいわゆる競争性のない随意契約とみなされております。当然のことながら、これは研究開発のやり方として、一つのプロジェクトを組むのに、自分のところは中核機関ですけれども、何々大学さん何々大学さんという形で全部組んできてやりますから、初年度に競争して勝ちとった後には、毎年お金がくればそこにダイレクトにいけます。これは当然のことながら、競争性があるわけではありません。当然最初から組んであるところにお金を渡すわけですので、競争性のない随意契約、非常に形式的な話ではあるのですけれども、それが非常に目立っておりまして、今競争性のない随意契約を減らせというご指示がございまして、この辺の契約の仕方は、若干今年度から見直しをするという形でやっておりますので、来年度以降いわゆる委託契約の分は、プロジェクト研究に限って言いますと、かなり数字的には減らすことができるのでないだろうかと思っております。これは形式的な話ですけれども、そういうことになろうかと思えます。

ただ、先生のおっしゃいましたとおり、大きなお金が国から独法を通じて大学なり、企業なり、それから別の独法なり、そういったところへ流れていることは事実でございますので、成果をしっかりと我々としても把握をし、研究を研究で終わらすことなく、農家の現場であるとか、食品産業の現場であるとか、あるいは別の分野であるとか、そういったところに使っていただくということはしっかりと進めていきたい、ということは当然のことだというふうに認識してございます。

○小林分科会長 これは例えば、基礎的研究業務とか、そういうところは基礎研究を推進するためのものだから外部委託項目でいいのですよね。ところが、例えば、農業環境技術研究所なんかを見ると、人件費に相当するぐらいの額が外部委託費になってしまっているのです。そうすると、これは何だろうと。ここ自体が研究所なのに、ほとんど人件費に相当するぐらいの金をよそへ回しているじゃないかと。この研究所自体が要らないのではないかという認識を持たれるのではないかと思います。特に研究費用として表記することには問題があるような気がします。また、競争性がないというけれども、執行するときは、委託した先では競争入札をさせているわけでしょう。

つまり、このお金を配った先ではちゃんと入札してやっているわけですよ。数百万以上の多額の機械を買うようなときは必ず競争入札して執行しているわけですから、ここの段階だけを切って、随意契約でやっているからという考え方が少し杓子定規にすぎるので、何とかうまく処理できるような方法を考えた方がいいような気がします。

○藤本研究総務官 もちろんこれは非常に形式的な話なのではございますけれども、そういうことがうまく処理できるようにという形で、今やり方をいろいろ検討しておいて、実際には、我々から独法、中核機関に委託し、そこから再委託という形になってしまうので、こういうことが起こるのですけれども、そういうふうにならずに、例えば、全体にある一つの法人のようなものをつくってもらって、そこに対して委託をするというような形で、お金をその中で自動的に分けてもらう。ですから、ここの独法が受ける部分については、その中の幾ばくかの金であるというような形にできないかということを検討しております、そのように整理されれば、自動的にこういう多額の金が委託費として出てくるところは減らせるのではないかといいように思っております。

ですから、形式的なことにこだわるばかりに、研究業務が進まないというようなことではなくて、研究を今と同じようにやりながら形式を改善するためにどうすればいいかという形で検討されておりますので、そこはご了解いただければというふうに思っております。

○小林分科会長 これは、各法人にとって結構迷惑な話なのです。金がすっと通り抜けていくだけなのに、このように計上しなければならず、その都度苦しい説明をしなければいけないのですよ。やっぱり何かうまい仕組みを考えて、救ってあげたほうがいいのではないかと思います。

ほかにございましょうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、本件に関して取りまとめたいと思います。大臣への意見については、基本的に異存なしとして、文書表現等を私にご一任いただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとすることとし、文書表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣へ提出することといたします。

次に、「(2) 機構の長期借入金償還計画について」に移ります。

○内田技術政策課課長補佐 長期借入金償還計画について、農研機構のご説明を申し上げます。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の附則第15条及びその引用規程によりまして、旧機構が民間研究促進業務の融資事業のために行いました、長期借入金の償還計画の認可に際しまして、主務大臣は評価委員会の意見を聞くこととされております。今般、農林水産大臣より、農研機構の長期借入金償還計画に関する意見が求められております。なお、評価委員会では、この意見決定の権限は分科会に委任されております。

○小林分科会長 それでは、長期借入金償還計画に関して内容の説明をお願いいたします。

○森田総務課調整室長 それでは、資料3-2のご説明をしたいと思います。

農研機構でございますけれども、平成17年度まで産業投資特別会計からの借入金等を財源にいたしまして、民間の研究開発を促進するために、企業でありますとか団体における応用研究段階の試験研究に対しまして融資事業を行ってまいりました。具体的には、借入金の償還についてでございますけれども、5年間据え置きをした後、6年目から10年間をかけまして償還するというものでございます。

資料3-2を1枚めくっていただきますと、農水大臣から独立行政法人評価委員会への意見を求めるという旨の公文書がついてございます。

それから、2枚めくっていただきますと、機構の平成22年度長期借入金償還計画、横の紙でございますがでてまいります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。借入金と償還計画でございますけれども、1ページ目の左の一番左枠でございますが、平成20年度期首までの借入総額、これが139億7,600万円でございます。それに対して平成22年度期首までの償還総額、これが137億125万円となっております。借入金残高につきましては、その次の3番目でございますが、2億7,475万円となっております。

本日、委員の皆様にお諮りする平成22年度の償還計画額につきましては、右から2番目の欄でございますけれども、1億5,150万円となっております。

その内訳でございますけれども、1枚めくっていただきますと、償還期限、償還

方法等という表がございます。借入年度別の借入金額、償還期限、適用利率、償還方法等が記載をされておりますけれども、右から2番目の欄を見ていただきたいと思います。平成22年度償還予定額にございますように、平成7年から平成9年までの借入金のうち、平成22年度の償還予定額を記載をしております。一番下が合計でございます、一応先ほどと同じ、1億5,150万円となっております。

それから、今後の年度別償還計画につきましては、もう1枚めくっていただきますと、最後のページに記載しております。産業投資特別会計からの借入が平成9年度で最後となっておりますので、5年据え置いて10年間の償還期間で、最終的には平成24年度までそこがございますような計画で償還をするという予定にしております。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございませうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、本件について取りまとめたいと思います。

大臣への意見については、基本的に異存なしとして、文書表現等を私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとし、文書表現等を整えた上で評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

次に、「(3)生物研の重要な財産の処分等に関する認可について」、まず事務局から本分科会で行う作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 独立行政法人通則法第48条により、独立行政法人は重要な財産を譲渡しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないとされておまして、主務大臣はこの認可をしようとするときには、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。このため、農林水産大臣より、農業生物資源研究所の財産処分に関する意見が求められております。

なお、評価委員会では、この意見決定の権限は、分科会に委任されてございます。

○小林分科会長 それでは、農業生物資源研究所の重要な財産の処分に関する認可について、内容の説明をお願いいたします。

○嶋田生物研統括業務主幹 農業生物資源研究所の統括業務主幹の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

このたびの重要な財産の処分についてでございますが、当法人が長野県の岡谷市に所有する建物を岡谷市に対しまして無償で譲渡する案件でございます。資料は3-3でございます。

資料の説明に入ります前に、認可申請するに至った経緯でございますが、平成19年の12月に閣議決定されました整理合理化計画によりまして、松本地区から順次本部への再編統合を行ってまいりましたが、今回の岡谷地区を本年度末に再編統合することにより、この計画の達成が図れるということになります。

岡谷地区の統合後の建物の処分に当たりましては、岡谷市との間で締結されている土地の賃貸借契約におきまして、返還時には原状回復の義務を負っております。一方、建物は、国からの出資財産であるため、売却することができないかと岡谷市との協議を行ってまいりましたが、岡谷市におきましては、購入の意思もなく、無償であれば蚕糸博物館として公共の用に供したいという要望があることから、当法人といたしましても、岡谷市の後利用、経費抑制等を勘案いたしまして処分の方向について検討し、今回の無償での譲渡として認可申請を行うに至ったところでございます。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

1枚目を見ていただきますと、農水大臣から当委員会にあてた文書でございます。次、2枚目、3枚目が当方の理事長から農水大臣にあてました認可申請の文書でございます。

4枚目からご説明いたします。重要な財産の処分について。(1)の処分の経緯でございますが、こちらは整理合理化計画の内容でございますので、ここでは省略させていただきます。

(2)の処分予定建物の概要、こちらからご説明させていただきます。土地につきましては、岡谷市の所有でありまして、その借地の上にここに記載しておりますような共同実験室ほか12棟の建物を保有していることとなります。

次に、財産の評価額ですが、民間精通者の不動産鑑定をお願いしまして、3,290万との評価を受けておりますが、今回は売却ではなく無償での譲渡としているため、経費節減を図る観点から1社だけの評価としております。

次に、原状回復のための建物の取り壊し経費ですが、これにつきましては、2社から参考見積もりを聴取したところ、安いほうの額が約5,700万との見積もり

になっております。これは当法人の不動産管理規程に基づき無償での譲渡について判断をする際に、評価額と取り壊し経費の比較を行うために見積もったものでございます。

1枚めくっていただきます。裏面ですが、(3)といたしまして、無償による譲渡ということで、幾つかの考え方をまとめております。

一つ目が、有償による売却を打診してまいりましたが、岡谷市では先ほど申し上げましたように、購入は不可能であるということです。

二つ目は、第三者への売却は、岡谷市からの同意が得られないということです。

三つ目は、無償であれば原状回復の義務を免除されるということです。

四つ目は、他の独法におきましても、同様な理由で無償譲渡した事例があるということでございます。

五つ目が、約3,300万円の評価額に対しまして約5,700万円の取り壊し経費を要するということです。

以上、総合的に勘案した結果、無償とした場合に、この約5,700万円の財政支出の抑制につながるということから、国及び岡谷市の双方において最良であるというふうに判断したわけでございます。

なお、取り壊し経費につきましては、松本地区への売却額から充当することとしていたことから、執行残を合わせまして国庫に返納することになるかと思っております。

次に、(4)処分の方法及び時期でございますが、当法人の会計規定等に基づきまして、契約相手方が、地方公共団体であることから随意契約によることとしております。なお、岡谷市へは再編等を予定しています23年3月31日に引き渡すこととしております。

最後に(5)業務運営上の問題点ですが、本年の2月26日の本評価委員会におきましてご了承いただきました、松本市県地区の土地売却等により、計画的に受け入れ施設の整備を行ってきておるところでございます。したがって、今回の処分に当たりましては、業務運営上特段支障はないものと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。何かご意見、ご質問等ございますか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、本件に関して取りまとめたいと思います。

大臣への意見については、基本的に異存なしとして文書表現等は私にご一任して

いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとすることとし、文書表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

最後に、「(4) その他」です。

大臣官房文書課から発言があるということですので、よろしく願いいたします。

○大沼文書課課長補佐 大臣官房文書課法人班、大沼と申します。農林水産省の独立行政法人、公益法人の取りまとめを担当しております。

先生方におかれましては、いつも大変お世話になっていることをこの場をおかりいたしまして御礼申し上げたいと思います。いつもありがとうございます。

文書課からは、独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しについてのご連絡、ご説明をさせていただきたいと思います。

当省が所管しております独立行政法人、全部で13ございます。そのうち、農研機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターを含めまして10法人が今年度中期目標期間の終了時期を迎えることとなります。

先生方におかれましては、ご案内のとおりでございますけれども、独立行政法人通則法第35条に基づきまして、主務大臣が行う中期目標期間終了時の組織及び業務全体にわたる検討を行うことになっております。この10法人について行うこととなります。

新たな中期目標を策定する準備を今後進めていくことになるわけでございますけれども、冒頭藤本総務研究官からも言及がありましたけれども、独法をめぐる状況は、不透明な状況といたしますか、部分がございます。また、今後のスケジュールにつきましても、具体的な作業スケジュール等、不明な点多々ございます。本年末までに中期目標期間終了時の組織及び業務全体にわたる見直しを行いまして、来年2月、評価委員の任期の満了日を挟みまして、来年3月までに新しい中期目標を決定する運びになると考えているところでございます。

こうした状況の中でもございますので、検討体制等含めまして、中期目標に関するさまざまな点につきましても、概算要求が8月末で決定しますので、9月以降に大臣ともよくご相談を進めさせていただきまして、今後の方向性といえますか、体制を通じて検討していきたいと思っております。

今回の8月の分科会の段階では、業務実績評価など例年の案件についてのみ議論

をいただいたところでございます。したがいまして、評価委員会の場で中期目標期間の議論を行っていただくのは、秋以降になるということで、農林水産省独立行政法人評価委員会の松本委員長にもご相談をいたしましてご了解をいただきました。こういうところでございますので、まずご報告させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、秋以降の段取りにつきましては、大臣のご指示を踏まえながら松本委員長ともご相談の上、進めさせていただきたいと考えてございます。先生方には、改めてご連絡を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小林分科会長 ただいまの発言について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

要するところ、新たな中期目標については、秋以降検討すると、そういう心づもりでいてくれということですか。

○大沼大臣官房文書課 そういうことでございます。

○小林分科会長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、本日予定しました審議を終えましたので、分科会を終了したいと思います。

今回の会議につきましては、議事録を公開させていただきます。議事録については、事務局ででき上がり次第、皆様にチェックしていただき、その後、インターネットで公表いたします。

以上で本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

○内田技術政策課課長補佐 小林分科会長、まずは議事進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様方には、長時間ご審議賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、本日の資料は大部になってございますので、必要でございましたら郵送させていただきます。必要な資料の上に名札を置いていただきますようお願いいたします。不要な資料につきましては、当方にて処分いたしますので、そのまま机に置いていただければと存じます。

以上をもちまして、平成22年度第1回独立行政法人評価委員会農業技術分科会
を閉会いたします。

本日は、どうも大変ありがとうございました。

午前11時54分 閉会